

お客様へのお願い

■ 日常点検

メンテナンスサービス付き車両であっても、使用者による日常点検は義務づけられています。(道路運送車両法第47条の2)

詳しくは、5～6ページの「日常点検の実施」をご覧ください。

現在、環境問題の観点から、ディーゼル車の排気ガス規制が厳しくなっております。排気ガスに黒煙が目立つ場合は、速やかに指定サービス工場に入庫してください。

■ 車両保管場所の変更

保管場所を変更される時(事務所の移転や使用地の変更等)は、速やかに弊社へご連絡ください。

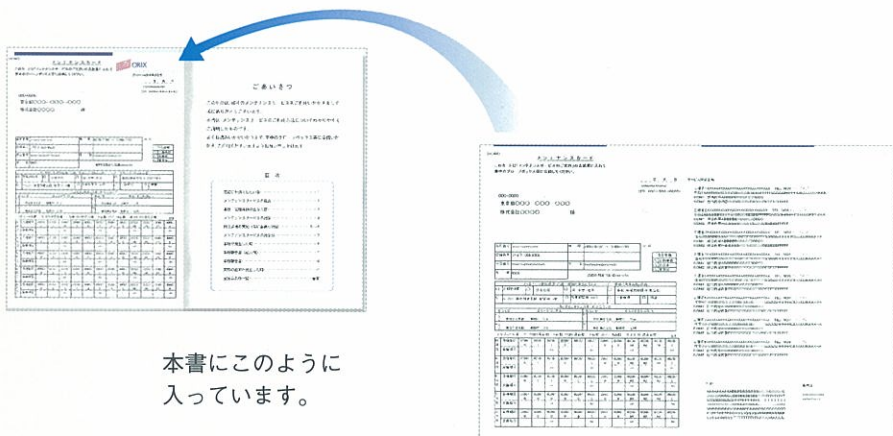
セーフティーサービス24のご案内

緊急時のトラブルに対し24時間365日体制で貴社の車両運行をサポートします。

詳しくは、11ページの「突然の故障が発生した時」をご覧ください。

メンテナンスカード

メンテナンスカードにはサービスのご契約内容が記載されており、オリックス自動車とのメンテナンス契約車両であることの証明となります。



本書にこのように入っています。

1 新車点検

新車点検は、指定サービス工場にご依頼ください。

2 定期点検

■コンディションチェック (オプション)
契約内容に応じて、1～3ヶ月毎の点検を行います。

■オリックス6ヶ月定期点検
軽自動車・乗用車に対して行います。

3 法定点検

自動車の種別に合わせて、3・6・12ヶ月点検を行います。

点検時期	自動車の種別
3ヶ月毎	運送事業用の貨物自動車
	乗車定員11人以上の自家用バス
	普通・小型貨物自動車のレンタカー
6ヶ月毎	総重量8トン未満の自家用貨物自動車
	乗車定員10人以下の幼児用バス
	乗車定員10人以下の乗用のレンタカー
12ヶ月毎	自家用乗用自動車
	軽自動車



実施日を指定サービス工場と打合せ後、車をお持ち込みください。

4 継続車検

自動車検査証の有効期間が満了する日の1ヶ月前から行います。

5 油脂類の交換・補充

■エンジンオイル・オイルフィルタについては下記交換基準に基づき交換してください。

※自動車製造会社の交換基準が大きく異なる場合はその基準に準じます。

エンジンオイル交換基準

車種別	グレード	交換基準
ガソリン車	SH級以上	10,000km毎
ガソリン車(ターボ車)	SH級以上(ターボ用)	5,000km毎
ガソリン車(軽自動車)	SH級以上	5,000km毎
ディーゼル車(使用量10%以下)	CE級以上	5,000km毎
ディーゼル車(使用量10%超)	CD級以上	各メーカーの交換基準に準拠

オイルフィルタ交換基準

(エンジンオイル使用量10リットル超の場合、下表にかかわらず、各メーカーの交換基準に準拠)

車種別	交換基準
軽自動車	10,000km毎
普通車(ガソリン車)	10,000km毎
普通車(ターボ車・ディーゼル車)	10,000km毎

6 故障修理

■不調の時は点検時にかかわらず指定サービス工場にご用命ください。

■路上故障にも迅速に対応します。

7 タイヤ・バッテリー

契約内容により、摩耗したタイヤ、性能劣化したバッテリーを必要に応じて交換致します。

夏・冬タイヤは指定サービス工場でお預かりはできません。恐れ入りますが、お客様の方で保管をお願い致します。

1 コンディションチェック

オリックス自動車の予防整備の考え方に基づき、お客様の使用状況に応じて実施する点検・整備です。自動車メンテナンス業務委託書記載の点検サイクルで実施してください。

- ・ブレーキペダルの遊び及び踏み込んだときの床板とのすきま
- ・駐車ブレーキの引きしろ
- ・ブレーキの液量
- ・タイヤの空気圧・摩耗・亀裂及び損傷
- ・クラッチペダルの遊び
- ・バッテリーの液量
- ・エンジンの始動具合・異音・排気の状態
- ・エンジンオイルの汚れ・量及び漏れ
- ・冷却水の漏れ・水量
- ・各部ベルトの緩み及び損傷
- ・灯火装置・警告器・方向指示器の作用・汚れ・及び損傷
- ・ワイパーの状態・ウインド・ウォッシュの液量
- ・空気圧の上がり具合が不良でないこと（*）
- ・ブレーキ・ペダルを踏み込んで放したときにブレーキ・バルブからの排気音が正常であること（*）
- ・エア・タンクの凝水（*）

（*）の点検項目については装置のあるものに限る

2 オリックス6ヶ月点検点検

自家用乗用自動車等（及び軽自動車等）におけるオリックス自動車独自メニューの点検・整備です。

- ・コンディションチェックの点検項目（上記1の項目）
- ・ブレーキのきき具合
- ・駐車ブレーキのきき具合
- ・前輪のホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態
- ・トランスミッション及びトランスファーの油漏れ
- ・ドライブ・シャフトブーツの亀裂・損傷
- ・燃料の漏れ

3 法定点検

※2の点検の項目にプラス下記の点検項目

道路運送車両法で定められた項目で、主にブレーキ関係、各オイル、燃料の漏れ等。

定期点検は、故障を未然に防ぐための「予防整備」です。悪くなってからの修理では故障が拡大したり、重大なトラブルが発生します。必ず指定の時期に指定サービス工場での点検を受けてください。

4 継続車検

道路運送車両法で定められた項目で、主に下記の項目です。

- ・エンジン、シャシの基本点検
- ・Vベルトの点検
- ・エアエレメントの点検・清掃
- ・ブレーキ関係の点検
- ・ハブの点検
- ・ブレーキオイルの交換
- ・シャシ各部の給脂
- ・灯火装置の点検
- ・タイヤ空気圧の点検・調整
- ・完成検査（トーン、ライト調整含む）
- ・車検代行料
- ・登録印紙代

上記点検の結果、部品の劣化や摩耗の状況に応じて修理、消耗品の交換を行います。

車検は、その時点での国の基準（保安基準）に適合しているかをテスターや目視によってチェックします。

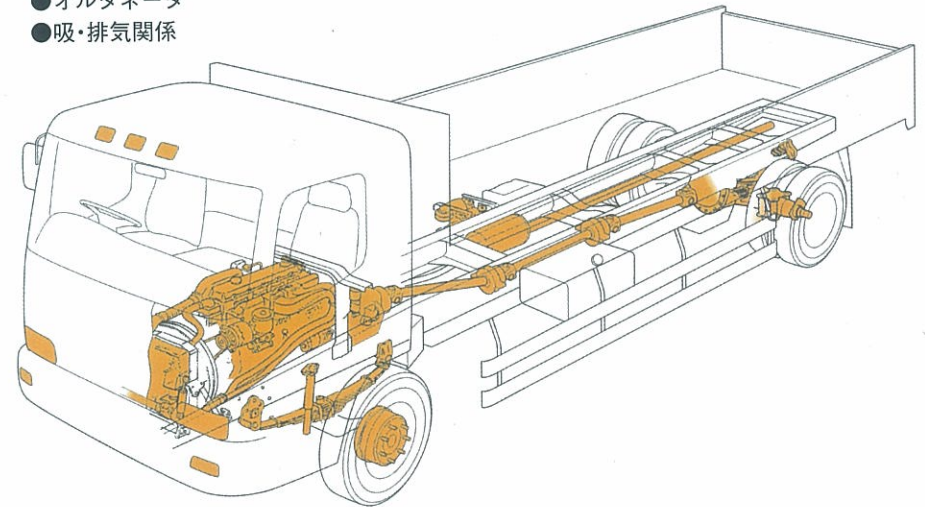
「主にエンジン・アクスル・ブレーキ」に対し、点検整備、修理、消耗品の交換を行います。

エンジン関係

- ラジエータ・ヒータホース
- ウォータポンプ
- フューエルフィルタ
- ターボチャージャ
- 燃料噴射ポンプ
- エア・コンプレッサ
- スタータ
- オルタネータ
- 吸・排気関係

アクスル関係

- クラッチ
- トランスミッション
- プロペラシャフト
- デファレンシャル
- サスペンション
- アクスル全般



その他

- エアコン
- 灯火装置（保安基準）

ブレーキ関係

- ブレーキマスタシリンダ
- ブレーキバルブ
- ブレーキホース
- ホイールシリンダ
- ディスクキャリパ
- ライニング・パッド
- エアマスタ
- リターダ